《2016 年度版》

糸満市市民提案型まちづくり事業

募集要項

応募期間
４月１日（金）
～4 月 30 日（土）

皆さんのアイディアを活かし
まちづくりにチャレンジしませんか !!

糸満市では「つながりの豊かなまちづくり」を進めています。
この事業は、自分たちの力で地域の課題を解決し、地域の活力を生み出そうとするグループや団体を応援する事業です。
皆さんの日頃の思いやアイディアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか。
ご応募、お待ちしております。

糸満市市民健康部市民生活環境課
糸満市市民活動支援センター

目次

１．制度の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．補助の対象となる団体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．補助の対象となる事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４．補助金の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５．応募の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

６．補助事業の実施期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

７．審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

８．補助の対象となる経費と対象とならない経費　・・・・・・・５

９．申請から交付までの流れ　・・・・・・・・・　・・・・・・・６

１０．応募書類の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１．制度の目的

市民団体及びグループ等（以下「市民団体等」という）が、自主的、主体的に企画実施するまちづくり事業に対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することを目的とします。

２．補助の対象となる団体

主たる活動の場が市内で、５名以上で構成され、その過半数が市内に在住、在勤、若しくは在学している市民団体等が対象となります。市民団体等として規則等を有し、代表者、役員等が定められていることが必要です。

補助金交付は１団体につき原則として通算２回までとします。ただし、最終交付の年度から２年経過した団体に関しては、再度申請を行うことが出来ます。（2013 年度から起算）

３．補助の対象となる事業

市民団体やグループ等が住みよい地域社会実現のために、地域の活性化や地域の課題解決を目的として，自主的に取り組むまちづくり事業（市内で実施）に補助します。

（1）これから活動を始めようとする市民団体等が行うまちづくり事業

（2）市内で活動している市民団体等が行う新たなまちづくり事業

注：新しい取り組みだけでなく、これまで行っている取り組みを広げたり、ステップアップさせる取り組みも対象となります。

≪考えられる取組み事例≫

〇地域の景観・環境保全　〇地球温暖化防止　〇地元産品の開発
〇コミュニティの育成　〇地産地消　〇コミュニティビジネス
〇緑化、花いっぱい運動　〇食育の推進　〇子育て・福祉活動
〇伝統文化行事の継承　など

※2012・2013・2014・2015 年度採択事業については、糸満市市民活動支援センター広報紙、またはブログをご参照下さい。

⚠ ただし，次の条件のいずれかに該当するものは補助の対象にはなりません。

□行政事業(委託含む)や行政機関内に事務局が設置されている事業
□特定の個人や団体のみが利益を受ける事業や公益性を欠く事業
□地区住民の交流会その他の親睦会的な事業
□公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

※対象団体、対象事業等についての詳細は「糸満市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱」をご参照下さい

たとえば・・・

○食育安全まつり（実施団体：○○地域の味を伝える会）

地産地消の理念のもと、地元でとれた食材のみでつくった安全で美味しい料理を食べ歩くことができるまつりを開催します。また、子ども達に地域の伝統料理を教える料理教室も行います。

○災害時の伝達方法を考える（実施団体：NPO 要約筆記◎◎×◎◎自治会）

地域の防災訓練と合わせてワークショップを開催し、耳の聞こえの悪い方も地域の人と同じ情報を同時に共有できる方法について考えます。またその結果をまとめ、市民へ周知していきます。

○海川の保全活動（実施団体：△△海山保全協議会）

地域の海川の環境保全活動を通して、身近なところから環境問題を解決していく活動をしています。海や川浄化対策を積極的に進めながら、こどもの遊び場を提供し、将来的には環境保護と青少年健全育成を両立させていく考えです。

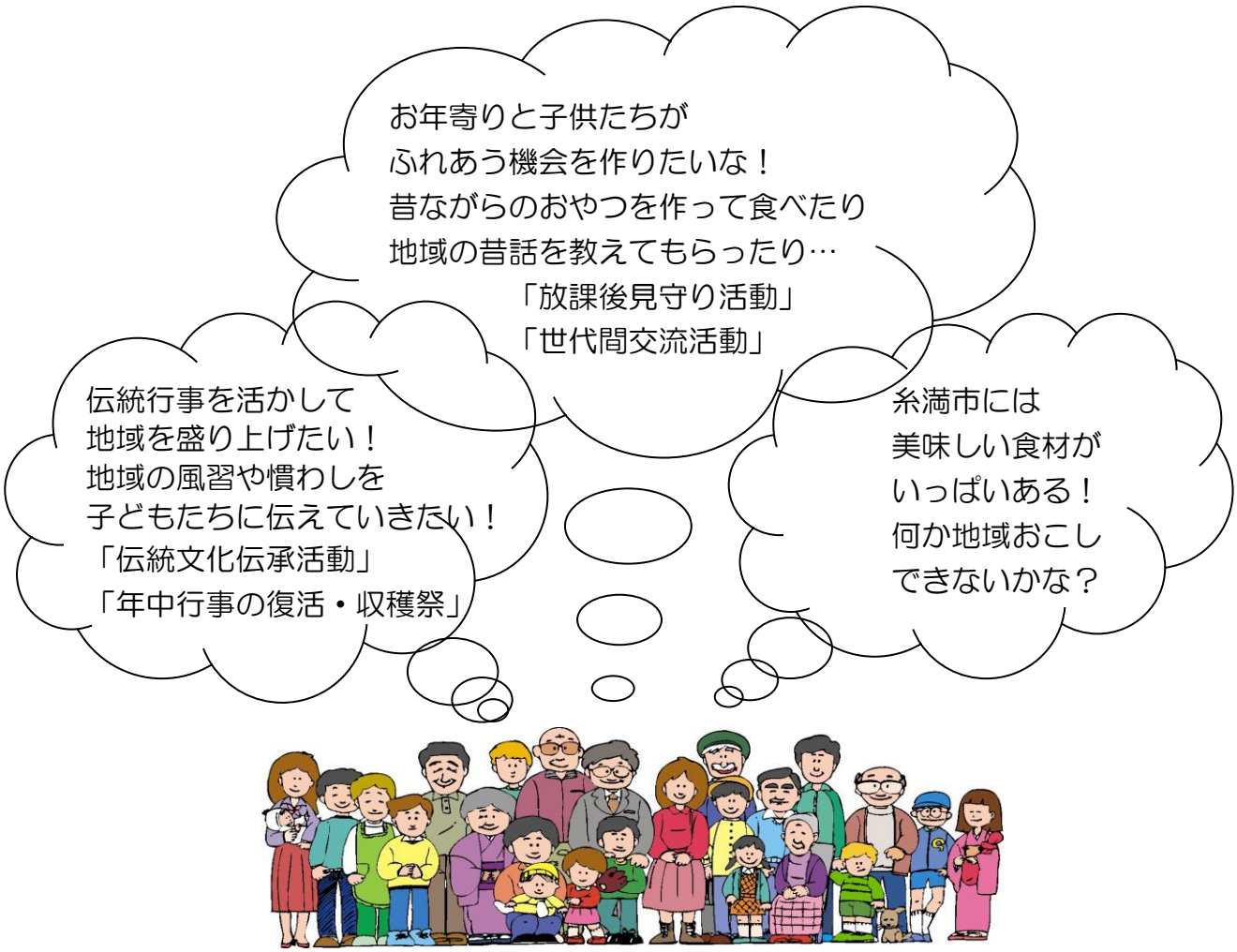

４．補助金の種類

（1）10 万円コース（4 団体）

1 団体あたり 10 万円を上限とします。

（2）30 万円コース（2 団体）

1 団体あたり３０万円を上限とします。

⚠ ただし、次に掲げる費用等は補助金の対象から除きます。
（詳細は 8.補助の対象となる経費・対象とならない経費をご参照下さい）

□団体の事務所等を維持するための費用
□団体の経常的な活動に要する費用
□団体の構成員に対する人件費，謝礼等の費用
□その他　市長が必要と認めない費用

５．応募の方法

（1）応募期間

2016年4月1日（金）～4月30日（土）午後6時まで

（2）応募書類

①市民提案型まちづくり事業補助金対象事業申請書（様式第１号）
②市民提案型まちづくり事業提案書（別紙１）
③事業収支予算書（別紙２）
④その他　会員名簿・会則及び規則・前年度の決算資料

（3）申請書入手先

市ホームページ、または糸満市民活動支援センターブログよりダウンロード頂くか、下記窓口にて入手して下さい。

・糸満市市民活動支援センター
・市民生活環境課（市役所2階）
・糸満市内図書館等の公共施設

（4）応募手続

募集要項をご参照の上、糸満市市民活動支援センター（水道部2階）まで持参、または郵送（〆切必着）して下さい。

・〒901-0364糸満市潮崎町1-1（糸満市役所ふくらしゃ館）

6．補助事業の実施期間

補助金交付の日から 2017 年 2 月 28 日までとし、実績報告書の提出は 2017 年3月６日までです。

7．審査の方法

書類審査をはじめ、審査会での提案事業の説明（プレゼンテーション）と質疑応答（ヒアリング）をもとに、審査委員会において協議します。その結果を市長へ提出し決裁によって採択団体が決定します。

（1）審査会（公開プレゼンテーション）

公開プレゼンテーションを実施します。詳細は〆切後にご連絡します。

・5月14日（土）10～16時予定
　午前は30万円コース、午後は10万円コースを予定しています。
・糸満市健康福祉交流ホールふくらしゃ館（市役所水道部２階）
・１団体あたり所定時間 15 分（事業説明５分、質疑応答 10 分）

（2）審査委員会

糸満市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱にもとづき、糸満市職員１名、有識者４名、計５名の審査委員で構成します。

（3）審査項目

①公益性
不特定多数の市民の利益やサービスの向上につながる事業か。
②先駆性
課題の解決に向けて、発想や手法などが他に先駆けているか。
③波及効果
地域の人を巻き込み、他の団体や地域で取り組める内容か。
④実現・継続性
具体的かつ実現可能で継続・発展の可能性がある事業か。
⑤団体の適正性
適正な予算の積算で事業を遂行出来る実績や体制があるか。

（4）申請書書き方講座（募集内容の説明も行います）

団体運営の４つの財源をはじめ、補助金の活かし方や申請書の書き方、プレゼンテーションについての講座を開催します。ぜひご参加下さい。

・４月 19 日（火）19：00～21：00
・糸満市役所ふくらしゃ館（水道部２階）
・募集要項の読み込み方～申請書書き方～模擬プレゼンテーション

※お申し込み方法等の詳細は、まちセンブログまたはチラシ裏面をご覧下さい

８．補助の対象となる経費と対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、補助の対象となるものとならないものがありますのでご注意下さい。

（1） 補助の対象となる経費

費目	内容
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ（アルバイト等含む）の人件費 ※団体構成員に対するものは除く
謝礼金	講師、専門家、出演者等への報償・謝礼金 ※団体構成員に対するものは除く
旅費	本市への招聘旅費等（航空チケット、宿泊料、電車・バス賃等）
消耗品費	材料・燃料等、消耗品の購入費 ※金券・記念品等の購入費は除く
印刷製本費	チラシ・ポスター・報告書等の作成・印刷にかかる費用
通信運搬費	事業実施に必要な切手・はがきの購入代金
委託費	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料 賃借料	機械類の賃借（レンタル）料、イベント会場等の使用料
保険料	保険料等（火災、地震等の家屋にかかるものは除く）
備品購入費	備品（３万円以下の経費）
その他	事業のために必要な経費で社会通念上適切である経費

（2） 補助の対象とならない経費

費目	内容
食糧費	食事、弁当、茶菓子など、会議の来客用でも不可
消耗品費	商品券、駐車券等の金券購入代金、記念品の購入等の経費
光熱水費	団体の経常的な運営にかかる経費（事務所の光熱水費など）
その他	領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費 事業実施に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

9. 申請からと交付までの流れ

申請書類を提出した後、市民提案型まちづくり事業審査委員会による審査を行い、交付対象事業を決定します。

結果は各申請団体に通知し、対象となった事業及び団体、補助金額については、広報いとまんや市ホームページ、糸満市市民活動支援センター広報紙やブログで公表します。

また、交付決定後の説明会・講座・市長表敬・糸満まちづくりカフェ2017および事業報告会への参加、実績報告書の提出を必ず行って頂きます。

申請から交付までの流れ

1 **事業提案書兼交付申請書の提出** 【4月30日〆切】
（事業提案書・事業収支予算書など）

▼

2 **審査会（公開プレゼンテーション）** 【5月14日（土）】
（提案書審査と事業説明審査・採択事業の決定）

▼

3 **選考結果通知・交付（不交付）通知** 【5月下旬】
（審査内容をもとに決定）

▼

4 **交付決定後の説明会・会計講座・市長表敬への参加** 【6月上旬】
（事業実施に関する留意事項の説明と会計講座の開催・市長表敬）

▼

5 **事業の実施**
（事業完了前に補助金を交付（9割を上限として概算払い）することができます。
希望する場合は、事前に書類を提出して下さい）

▼

6 **糸満まちづくりカフェ 2017 への参加**【2月12日（日）予定】
（パネル等で事業の報告をして頂きます）

▼

7 **事業の終了**【2017年2月28日まで】

▼

8 **実績報告書の提出**【2017年3月6日まで】
（活動報告書・収支決算書等）

▼

9 **交付請求書の提出・補助金の交付**【3月中旬～4月初旬】

▼

10 **事業報告会（予定）への参加**【翌年度4月中旬～下旬】

10. 応募書類の記入例

様式第１号（第５条関係）

2016 年〇〇月〇〇日

糸満市長　上原裕常　様

団体名　　〇〇〇〇〇〇〇
代表者名　〇〇〇〇〇〇〇　印

市民提案型まちづくり事業補助金対象事業申請書

市民提案型まちづくり事業を実施したいので、糸満市市民提案型まちづくり事業補助金交付要項第５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　申請コース

〇を記入	区分
〇	10万円コース
	30万円コース

２　事業概要　（別紙１のとおり）

３　添付書類
（１）市民提案型まちづくり事業提案書（別紙１）
（２）事業収支予算書（別紙２）
（３）その他
①会員名簿
②会則及び規則
③前年度の決算資料（既存団体の場合）

別紙１　　2016年○○月○○日

市民提案型まちづくり事業　提案書

１．提案事業名	災害時の伝達方法を考える	
２．団体名	NPO 要約筆記○○	
３．所在地	糸満市字○○番地	
４．代表者名	糸満　太郎	
５．団体設立年度	平成○○年	法人設立年度：平成○○年
６．会員数	○○人（又は世帯数）	会費１人（又は１世帯）○○○○円／年
７．団体の目的	文字で伝える要約筆記は、難聴者・中途失調者にとって重要なコミュニケーション手段であり、高齢者にとっても有用な手段です。 要約筆記をすることで、情報バリアフリー社会の実現に向けて努力しています。	
８．これまでの活動内容	糸満市で開催される講演会等において、情報を文字通訳し伝える活動を行ってきました。その他、聴覚障がいを持った方の要請に応え、市役所や病院に付き添い要約筆記で情報を伝えることもしています。様々な場面で要約筆記を提供出来るように定期的に学習会を行っています。	
９．前年度事業総額 ０００，０００円		１０．当補助金の受給回数　１回 過去の申請回数　２回
１１．概算請求の有無	(有)・　無	概算交付申請金額：９０，０００円
１２．概算請求の時期	平成○○年○○月初旬	
１３．概算請求を必要とする理由	要約筆記を映し出すスクリーンや書き込むボードなど、防災訓練やワークショップに使用するための経費が事前に必要なので、概算交付を申請します。	

１４．事業の提案理由（地域で問題になっていることなど、事業を企画した背景やきっかけは何ですか）

東日本大震災での障害者の死亡率は健常者に比べ約２倍というデータがあり、その内の聴覚障がい者は防災無線や避難指示などが聞こえないため避難が間に合わなかった人も少なくありません。誰もがわかる防災無線や緊急情報が強く望まれますが、大切なのは聴覚障がい者の存在を地域が知っていることです。

今回の震災で避難訓練を障がい者や高齢者と一緒に実施していた地域では犠牲者が少なかったという報告もあります。地域の防災訓練に参加することで地域に聞こえない方がいることが認知され、さらにはどんな場面でどのように情報を伝えればいいのかを皆で話し合い、その方法を身に付けることが大切ではないかと考えました。

15. 事業内容（誰が・誰と、いつ、どこで、何を、どのように行いますか）

毎年、開催している〇〇自治会の防災訓練に当会員が参加し、要約筆記を用いて避難に必要な情報を提示していきます。訓練後日に参加した地域の方とワークショップを開催し、同じ情報をその場で共有出来たかを評価し必要なことをまとめます。さらに勉強会で要約筆記を用いた伝達方法を学び合います。最後はこの事業で得たことを小冊子にまとめ、他の自治会に配布します。

16. 事業で期待される成果（期間中に達成したい具体的な目標は何ですか。また、将来的にはどのような展開を期待していますか）

今年度の目標:防災訓練を通して自分たちの地域に耳の聞こえの悪い方がどれくらいいるのかを地域全体で把握し、どんな場面でどんなことが必要かがわかること。そして地域の人がその方たちに情報を伝える方法を身に付けることが目標です。

次年度以降の目標：今後もこのような訓練を重ねることで、誰もが安心して毎日を過ごすことが出来るようになり、さらに聴覚障がいだけでなく他の障がいを持った方への支援の方法も地域全体で考えられるようになることが目標です。また他の自治会のモデルにもなり、糸満市民全体が安心して生活ができるようにお手伝いをしていきたいと思います。

17. 事業を一言で表現すると、

どんな時でも誰もが情報を共有し、安心して生活ができる糸満市を目指します！

18. 事業計画（期間中、実際に行うことを具体的に箇条書きしおおよその時期についても書いて下さい）

実施期日	実施項目・主な内容	備考（参加者）
8 月	会　議：防災訓練参加に向けての内部会議	NPO 要約筆記〇〇
9 月	会　議：防災訓練合同会議	NPO・自治会
10 月	勉強会：防災訓練で想定される要約筆記の勉強会と準備	NPO 要約筆記〇〇
11 月	防災訓練の実施・ワークショップの開催	NPO・自治会
12 月	勉強会：要約筆記合同勉強会（ワークショップの報告）	NPO・自治会
1～2 月	まとめ：「災害時の伝達方法」小冊子作成	NPO 要約筆記〇〇

19. 事業の評価方法（アンケートなど）

・防災訓練参加者へのアンケート実施
・協働先の自治会と防災訓練の振り返りワークショップ

20. 団体の窓口となる会員の連絡先（審査結果等も送付されます）

住所／〒901-〇〇〇〇　糸満市字〇〇〇〇番地	担当者氏名／糸満　太郎（いとまん　たろう）
TEL：99〇-〇〇〇〇（090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	FAX：99〇-〇〇〇〇
E-mail　aaaaaaaa@aaaaaaaaa.com	ホームページ　http://aaaaaaaaa.com/

別紙２

事業収支予算書

収　入　　(単位：円)

項　目	金　額	内　訳
市民提案型まちづくり事業補助金	１００，０００円	
自己負担金	１０，０００円	NPO要約筆記〇〇会費より
合　計	１１０，０００円	

支　出　　(単位：円)

費　目	金　額	内　訳
備品購入費	４０，０００円	プロジェクター・台(内10000円は自己負担)
謝礼金（防災訓練・ワークショップ）	１０，０００円 ２０，０００円	外部専門家10000円×1名 外部要約筆記会員2000円×5名×2日(交通費含む)
印刷製本費	３０，０００円	小冊子製作
消耗品費	５，０００円	文具・CDRなど
委託費	５，０００円	室外用ボード製作委託
合　計	１１０，０００円	

※　資料代など、参加者より徴収する場合は、収入の項目に計上して下さい

会員名簿

	役職	氏名および住所	該当するものを〇で囲み、在勤在学の場合は勤務先や学校名を記入して下さい
1	会長	糸満　太郎	在住・在勤・在学・該当なし
		糸満市字〇〇番地	―
2	副会長	那覇　花子	在住・在勤・在学・該当なし
		那覇市〇〇〇番地	株式会社いとまん
3	会計	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	
4	会員	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	
5	〃	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	
6	〃	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	
7	〃	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	
8	〃	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	
9	〃	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	
１０	〃	〇〇〇〇〇〇	在住・在勤・在学・該当なし
		〇〇〇〇〇〇	

※ 既存の名簿に上記の内容が記載されている場合は、これに代えることが出来ます

※ ご提出頂いた個人情報は、この事業以外に使用しません

お問い合わせ
■まちセン＊糸満市市民活動支援センター
〒901-0364
糸満市潮崎町一丁目１番地糸満市役所ふくらしゃ館
Ｔel＆Ｆax：992-5828（携帯 080-4429-3644）
Email：itoman.saposen@gmail.com
Blog　：http://itomansaposen.ti-da.net/

センター休館日など連絡がつかない場合は、
下記までお問い合わせ下さい。
■糸満市市民健康部市民生活環境課
〒901-0392　糸満市潮崎町１丁目１番地
Tel：840-8123　Ｆax：840-8154
Email：shisei@city.itoman.okinawa.jp